

別紙 7 (治山事業に係る運用)

第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の (2) の ① の イ の (イ) に掲げる治山事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 事業内容

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図り、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。

1 事業の内容

本要領における治山事業（以下この別紙において「本事業」という。）は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 4 条第 5 項の規定により立てられた森林整備保全事業計画に基づき実施する同法第 10 条の 15 第 4 項第 4 号に規定する事業である。

2 事業実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする（ただし、沖縄県を除く。）。

3 治山事業の実施方針

都道府県知事は、森林法第 4 条第 5 項に規定する森林整備保全事業計画を踏まえ、この計画期間中における都道府県の実態に即した治山事業の実施方針（以下この別紙においては「実施方針」という。）を作成し、実施方針作成年度の 1 月 31 日までに林野庁長官に提出するものとする。

4 対象区域

本事業は、民有林補助治山事業実施要領（昭和 48 年 11 月 27 日林野庁長官通知）（以下この別紙において「補助要領」という。）に準じて知事が箇所別の事業計画（以下この別紙において「全体計画」という。）を作成した区域を対象とする。

5 事業メニュー及び実施要件

交付要綱別表の事業メニュー欄の本事業の事業内容及び実施要件は、次表の内容欄に記載されているとおりとする。

区分	事業名	内容及び実施要件
1 治山事業	(1) 予防治山	地域における減災に関する取組と併せて行う水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防（治山施設の新設と併せて実施する既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能の付加等機能の強化及び老朽化対策、治山施設の設置等と併せ、流木発生源の調査や流木の発生原因となる溪流に堆積する危険木の除去、脆弱な溪畔林の改植等の対策を計画的かつ一体的に実施することにより、流木に起因する災害の未然防止を図ることを目的とするもの（以下この別紙において「流木防止総合対策」とい

う。)、里山等の人家周辺にあって、治山施設の設置と併せて実施するこれら施設と一体的な水土保全効果を有する周辺森林における本数調整伐等の森林整備(以下この別紙において「里山等保安林機能強化対策」という。)並びに火山が噴火した地域又はその兆候が顕著な地域において、治山施設の設置及び防災林の造成等と併せ、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置(以下この別紙において「火山噴火緊急減災対策」という。)並びに激甚な災害が発生した地区(山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価又は被災危険度が「a2」評価であるものに限る。)において、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置(以下この別紙において「激甚災害緊急減災対策」という。)を含む。)、南海トラフ地震等が発生した場合に山地災害及び津波の発生が懸念されると認められる地域において行う避難経路としての機能を持つ歩道等施設の整備(以下この別紙において「津波避難機能施設の整備」という。)並びに山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の判定及び見直し(見直しを実施しようとする年度から起算して1年以内に、土砂災害警戒情報、大雨特別警報、大雨警報のいずれかの対象とされ、又は震度5弱以上の地震を観測した地域においては、山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の範囲外であっても見直しの対象として含む。)に必要な調査(以下この別紙において「山地災害危険地区等の調査」という。)

次の1から3までのいずれかに該当するものとする(ただし、流木防止総合対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、4の条件を満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、5及び6の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、7の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、8の条件を満たすものとする。)

- 1 1級河川上流で行うもの
- 2 2級河川上流で行うもの
- 3 その他の河川又は地区で行うものであって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの(集落等の保護に

係るものについては、山地災害危険地区に判定されており（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価である又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定するもの並びに林道及び農道をいう。）に被害を及ぼすおそれのあるもの並びに山地災害危険地区（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）の上流部に位置する山地又は2以上の山地災害危険地区（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）の上流部に位置する山地において実施するものを除く。）かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）

(1) 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護

(2) 主要公共施設（学校、官公署、病院、鉄道、道路（道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。）、港湾等をいう。以下この別紙において同じ。）の保護

(3) 農地（10ヘクタール以上のもの（農地5ヘクタール以上10ヘクタール未満であって当該地域に存する人家の被害を含め考慮し、それが農地10ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるものを含む。）に限る。以下この別紙において同じ。）、ため池（貯水量3万立方メートル以上のものに限る。ただし、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第4条第1項に基づく「防災重点農業用ため池」及び指定予定のため池については、この限りではない。以下この別紙において同じ。）、用排水施設（関係面積100ヘクタール以上のものに限る。以下この別紙において同じ。）、漁場（受益戸数20以上のものに限る。以下この別紙において同じ。）等の保護

(4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護

4 次の(1)から(9)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木防

止総合対策計画に基づき必要な措置を実施するもの。ただし、(8)の措置を実施する場合にあっては(1)から(7)までのいずれかの措置と併せて実施するもの、(9)の措置を実施する場合にあっては(1)から(3)までのいずれかの措置と併せて実施するものとする。

- (1) 治山施設の設置
- (2) 荒廃森林の整備
- (3) 既存施設への流木捕捉機能の付加等の機能強化
- (4) 流木捕捉式治山ダム等の流木捕捉機能回復のために必要な、流木捕捉式治山ダム等と一体となった管理道の整備
- (5) 溪流沿いに堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等
- (6) 荒廃森林の整備の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化の措置等
- (7) 流木捕捉式治山ダム等に堆積した流木等の除去や林外への搬出・処理
- (8) レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、溪流荒廃地、崩壊のおそれのある箇所又はこれらの上流域の森林を分析し、工事計画を策定するための調査
- (9) 流木対策に係る新たな工法・技術の開発・実証及び技術的課題の検証

5 治山施設の効果区域内に存する保安林であり、過密化し、表土が流出する等水土保持機能が著しく低下し、表土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ若しくは発生させるおそれがあるもの

6 市街地又は集落(人家等10戸以上)を保護するもの(人家が5戸以上10戸未満であって、当該地区における公共施設を含め考慮し、それが人家等10戸以上の集落に該当すると認められるものを含む。)

7 次の(1)から(5)までのうち、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要ないずれかの措置を実施するもの

- (1) 降灰の状況等の調査及び火山噴火緊急減災対策計画(治山施設の設置、防災林の整備、既存治山施設の排土等を実施する箇所及び年度を明示したもの)の策定
- (2) 治山施設設置予定箇所と同一溪流内の既存治山施

- 設の排土、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置
- (3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置
 - (4) 治山施設の設置
 - (5) 火山山麓部において火山泥流等の流出抑制を図る森林の造成等

ただし、(1)の火山噴火緊急減災対策計画に基づく場合においては、(4)の治山施設の設置より前の異なる年度において(2)又は(3)の緊急対策を実施することができる。

8 激甚災害緊急減災対策計画（既存治山施設の排土等の緊急対策を実施する箇所及び年度を明示したもの）を策定し、次の(1)～(3)のうち必要ないずれかの措置を実施するもの

- (1) 崩壊箇所や崩壊危険箇所等の調査
- (2) 既存治山施設の排土や溪流内に堆積している不安定土砂、巨石、流木・倒木等の除去、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置
- (3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置

(工事規模) 次のア又はイのいずれかに該当するもの（括弧書きは里山等保安林機能強化対策を行う場合の事業費）。ただし、治山施設の新設と併せて実施する既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能の付加等機能の強化及び老朽化対策について、同等の効果を発揮する治山施設の新設のみの計画と比較してコスト縮減となる場合は、ウ又はエのいずれかに該当するものとする。

1 施行箇所の事業費

- ア 年度計画 山腹 800 万円以上 (1,000 万円以上)
溪流 1,500 万円以上 (1,700 万円以上)
法枠等既存施設が施工された区域において、津波避難機能施設の整備に限って実施する場合 200 万円以上
山地災害危険地区等の調査 200 万円以上
- イ 全体計画 山腹 2,500 万円以上 (3,000 万円以上)
溪流 4,500 万円以上 (5,000 万円以上)
- ウ 年度計画 山腹 400 万円以上 (500 万円以上)
溪流 750 万円以上 (850 万円以上)

	<p>エ 全体計画 山腹 1,250 万円以上 (1,500 万円以上) 溪流 2,250 万円以上 (850 万円以上)</p>
<p>(2)緊急防災減災 対策総合治山</p>	<p>荒廃危険地等が集中している地域や火山地域において実施する総合的な治山対策（治山施設の新設と併せて実施する機能強化・老朽化対策に係るものを含む。）、津波避難機能施設の整備、地震又は火山活動により山地災害発生リスクが高まった地域において実施する緊急的な減災対策</p> <p>（通常対策タイプ）</p> <p>大雨、地震、火山活動等に起因する山地災害を防止し、地域の生活環境基盤の整備に資するため、山腹崩壊対策、土石流・流木対策など総合的な対策（予防治山の4及び7の内容、津波避難機能施設の整備を含む。）を実施するものであって、次の1及び2の条件を全て満たすものとする。</p> <p>1 山地災害危険地区又はなだれ危険箇所若しくは火山地域が存する一定地域であって、人家25戸以上（離島及び奄美群島にあつては、人家10戸以上とし、人家戸数の計算に当たっては、当該地域に存する道路等の被害により孤立等が発生した場合に想定される間接被害戸数も含む。）の集落、主要公共施設、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等を保護するもの</p> <p>2 全体計画の工事規模が7,000万円以上（離島及び奄美群島にあつては3,500万円以上。）のもの。ただし、治山施設の新設と併せて実施する機能強化・老朽化対策について、同等の効果を発揮する治山施設の新設のみの計画と比較してコスト縮減となる場合は、全体計画の工事規模が3,500万円以上（離島及び奄美群島にあつては1,750万円以上。）のものとする。</p> <p>（緊急減災対策タイプ）</p> <p>通常対策タイプの1に該当する地域（ただし、次の4の条件を満たす場合にあつては、「人家25戸以上」を「人家10戸以上」と読み替えるものとする。）であり、次の1から4までのいずれかの条件を満たし、山地災害発生リスクが高まった地域において、次期降雨等によって発生するおそれのある土石流、火山泥流、流木災害等からの被害を防止・軽減するため、緊急的に実施する崩壊箇所や崩壊危険箇所等の調査、既存治山施設及び溪流内に異常堆積してい</p>

	<p>る土砂・流木等の除去、溪流危険木の伐採・除去等やこれらと併せて監視・観測機器、土石流センサーの設置、応急対策資材の配備・備蓄等を実施するものであって、かつ、5の条件を満たすもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下この別紙において「激甚災害法」という。）に基づき指定された激甚災害により被災した地域（「激甚災害緊急減災対策」の対象箇所を除く） 2 震度5弱以上の地震の観測 3 噴火警戒レベル2以上 4 森林が焼失した地域及びその下流域 5 年度計画の工事規模が500万円以上のもの
<p>(3)機能強化・老朽化対策</p>	<p>既存の治山施設を有効活用して、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するために行う機能強化対策（機能強化対策又は老朽化対策に必要な点検診断（以下この別紙において「点検診断」という。））、及び機能強化対策又は老朽化対策に必要な概成した地すべり防止事業地において行う地下水位変化等の調査（以下この別紙において「地下水位変化等の調査」という。））、流木防止総合対策、里山等保安林機能強化対策、火山噴火緊急減災対策及び激甚災害緊急減災対策に係るものを含む。）及び老朽化対策（点検診断、地下水位変化等の調査を含む。）</p> <p>次の1から3までの全ての条件を満たすものとする（ただし、流木防止総合対策については、次の1から4までの条件を全て満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の1、2、3、5及び6の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の1、2、3及び7の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の1、2、3及び8の条件を満たすもの、老朽化対策のみを実施する場合にあっては、1及び9の条件を満たすものとする。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個別施設計画が策定されている治山施設であるもの 2 山地災害危険地区等に判定されており（ただし、次の(1)及び(2)を除く。）、人家等10戸以上の集落又は主要公共施設に直接被害を与えるおそれのあるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被

災危険度「a2」評価又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路（道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。）に被害を及ぼすおそれのあるもの。

(2) 激甚災害法に基づき指定された激甚災害に対して行う災害関連緊急治山事業又は災害関連緊急地すべり防止事業若しくは治山施設災害復旧事業の実施箇所が所在する地域であるもの。

3 全体計画の工事規模が1,500万円以上のもの（山地災害危険地区等に関する情報が地域住民に周知されており、同等の機能を有する治山施設の新設に係るコスト比較を行うものに限る。）

4 次の(1)から(9)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木防止総合対策計画に基づき必要な措置を実施するもの。ただし、(8)の措置を実施する場合にあっては(1)から(7)までのいずれかの措置と併せて実施するもの、(9)の措置を実施する場合にあっては(1)から(3)までのいずれかの措置と併せて実施するものとする。

(1) 治山施設の設置

(2) 荒廃森林の整備

(3) 既存施設への流木捕捉機能の付加等の機能強化

(4) 流木捕捉式治山ダム等の流木捕捉機能回復のために必要な、流木捕捉式治山ダム等と一体となった管理道の整備

(5) 溪流沿いに堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等

(6) 荒廃森林の整備の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化の措置等

(7) 流木捕捉式治山ダム等に堆積した流木等の除去や林外への搬出・処理

(8) レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、溪流荒廃地、崩壊のおそれのある箇所又はこれらの上流域の森林を分析し、工事計画を策定するための調査

(9) 流木対策に係る新たな工法・技術の開発・実証及び技術的課題の検証

5 治山施設の効果区域内に存する保安林であり、過密化し、表土が流出する等水土保持機能が著しく低下し、表

土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ若しくは発生させるおそれがあるもの

6 人家等 10 戸以上を保護するもの（人家が 5 戸以上 10 戸未満であって、当該地区における公共施設を含め考慮し、それが人家等 10 戸以上に該当すると認められるものを含む。）

7 次の(1)から(5)までのうち、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要ないずれかの措置を実施するもの

(1) 降灰の状況等の調査及び火山噴火緊急減災対策計画（治山施設の設置、防災林の整備、既存治山施設の排土等を実施する箇所及び年度を明示したもの）の策定

(2) 治山施設設置予定箇所と同一溪流内の既存治山施設の排土、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置

(3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置

(4) 治山施設の設置

(5) 火山山麓部において火山泥流等の流出抑制を図る森林の造成等

ただし、(1)の火山噴火緊急減災対策計画に基づく場合においては、(4)の治山施設の設置より前の異なる年度において(2)又は(3)の緊急対策を実施することができる。

8 激甚災害緊急減災対策計画（既存治山施設の排土等の緊急対策を実施する箇所及び年度を明示したもの）を策定し、次の(1)～(3)のうち必要ないずれかの措置を実施するもの

(1) 崩壊箇所や崩壊危険箇所等の調査

(2) 既存治山施設の排土や溪流内に堆積している不安定土砂、巨石、流木・倒木等の除去、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置

(3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置

9 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、(4)に該当するものとする。

(1) 1 級河川上流で行うもの

(2) 2 級河川上流で行うもの

(3) その他の河川又は地区で行うものであって、次のアからエまでのいずれかに該当するもの

	<p>ア 市街地又は集落（人家 10 戸以上）の保護</p> <p>イ 主要公共施設の保護</p> <p>ウ 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護</p> <p>エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護</p> <p>(4) 年度計画の工事規模が 200 万円以上のもの（点検診断又は地下水変化等の調査のみで上記工事規模を満たす場合も含む。）</p>
(4) 森林土木効率化等技術開発	<p>水源の^{かん}涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防に係るものであって、地域の自然的・社会的実態に即した省力機械化工法、自然環境の保全に留意した工法、建設費縮減を図る工法、新技術を活用した工法、木材利用の拡大を図る工法等の開発普及を図るモデル事業</p> <p>「民有林補助治山事業実施要領」に定める復旧治山事業の採択基準を満たす地域で、全体計画の工事規模が 3 億 5 千万円以上のもの</p>
(5) 林地荒廃防止	<p>激甚災害法に基づき指定された激甚災害により被災した地域、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 96 号）（以下この別紙において「特土法」という。）に規定する特殊土壌地帯、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）に基づき指定された特別豪雪地帯（以下この別紙において「特別豪雪地帯」という。）又は地震若しくは火山活動により山地災害発生リスクが高まった地域において、風倒木、流木等に起因する山地災害を未然に防止するために行う山地災害危険地対策（治山施設の新設と併せて実施する老朽化対策、流木防止総合対策、里山等保安林機能強化対策、火山噴火緊急減災対策及び激甚災害緊急減災対策に係るものを含む。）</p> <p>激甚災害法に基づき指定された激甚災害により被災した地域、特土法に規定する特殊土壌地帯、特別豪雪地帯のうち災害関連緊急治山事業若しくは災害関連緊急地すべり防止事業又は治山施設災害復旧事業の実施箇所が所在する地域、震度 5 弱以上の地震を観測した地域又は噴火警戒レベルが 2 以上の地域において、天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は風倒木・流木等が発生している山</p>

地等であって、民生安定上放置しがたいもので、次の1から4までのいずれかに該当するもの（ただし、流木防止総合対策については、次の1から4までのいずれかに該当し、かつ5の条件を満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の1から4までのいずれかに該当し、かつ、6及び7の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の1から4までのいずれかに該当し、かつ、8の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の1から4までのいずれかに該当し、かつ、9の条件を満たすものとする。）（集落の保護に係るものについては、山地災害危険地区等に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）。ただし、津波避難機能施設の整備については、予防治山に準ずる。

- 1 人家5戸以上の保護
- 2 主要公共施設の保護
- 3 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護
- 4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護
- 5 次の(1)から(9)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木防止総合対策計画に基づき必要な措置を実施するもの。ただし、(8)の措置を実施する場合にあっては(1)から(7)までのいずれかの措置と併せて実施するもの、(9)の措置を実施する場合にあっては(1)から(3)までのいずれかの措置と併せて実施するものとする。
 - (1) 治山施設の設置
 - (2) 荒廃森林の整備
 - (3) 既存施設への流木捕捉機能の付加等の機能強化
 - (4) 流木捕捉式治山ダム等の流木捕捉機能回復のために必要な、流木捕捉式治山ダム等と一体となった管理道の整備
 - (5) 溪流沿いに堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等
 - (6) 荒廃森林の整備の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化の措置等
 - (7) 流木捕捉式治山ダム等に堆積した流木等の除去や林外への搬出・処理
 - (8) レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、溪流荒廃地、崩壊のおそれのある箇所

又はこれらの上流域の森林を分析し、工事計画を策定するための調査

(9) 流木対策に係る新たな工法・技術の開発・実証及び技術的課題の検証

6 治山施設の効果区域内に存する保安林であり、過密化し、表土が流出する等水土保持機能が著しく低下し、表土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ若しくは発生させるおそれがあるもの

7 人家等5戸以上を保護するもの（人家が3戸以上5戸未満であって、当該地区における公共施設を含め考慮し、それが人家等5戸以上に該当すると認められるものを含む。）

8 次の(1)から(5)までのうち、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要ないずれかの措置を実施するもの

(1) 降灰の状況等の調査及び火山噴火緊急減災対策計画（治山施設の設置、防災林の整備、既存治山施設の排土等を実施する箇所及び年度を明示したもの）の策定

(2) 治山施設設置予定箇所と同一溪流内の既存治山施設の排土、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置

(3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置

(4) 治山施設の設置

(5) 火山山麓部において火山泥流等の流出抑制を図る森林の造成等

ただし、(1)の火山噴火緊急減災対策計画に基づく場合においては、(4)の治山施設の設置より前の異なる年度において(2)又は(3)の緊急対策を実施することができる。

9 激甚災害緊急減災対策計画（既存治山施設の排土等の緊急対策を実施する箇所及び年度を明示したもの）を策定し、次の(1)～(3)のうち必要ないずれかの措置を実施するもの

(1) 崩壊箇所や崩壊危険箇所等の調査

(2) 既存治山施設の排土や溪流内に堆積している不安定土砂、巨石、流木・倒木等の除去、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置

(3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置

		<p>(工事規模) 1 施行箇所の事業費 (括弧書きは里山等保安林機能強化対策を行う場合の事業費)</p> <p>年度計画 400 万円以上 (600 万円以上)</p> <p>ただし、治山施設の新設と併せて実施する老朽化対策について、同等の効果を発揮する治山施設の新設のみの計画と比較してコスト縮減となる場合の 1 施行箇所の事業費は以下のとおりとする。</p> <p>年度計画 200 万円以上 (300 万円以上)</p>
	<p>(6) 共生保安林整備</p>	<p>(ア) 生活環境保全林整備</p> <p>市街地等の周辺に存する森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林 (保安林の指定が確実なものを含む。) の機能を多目的かつ高度に発揮させるための造成改良整備</p> <p>(イ) 自然環境保全治山</p> <p>自然環境の優れた地域等において、景観、生態系等に配慮した工法や森林整備等により、森林の国土保全機能、自然環境保全機能等の高度発揮を図る</p> <p>(ウ) 環境防災林整備</p> <p>市街地若しくは集落又は主要公共施設の周辺に存する森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林 (保安林の指定が確実なものを含む。) の機能を高度に発揮させ、山地災害の防止等と併せて生活環境を保全・形成するための森林の造成改良整備</p> <p>(生活環境保全林整備)</p> <p>対象箇所は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1 次の各号の全ての条件を満たす地域</p> <p>(1) 次のア及びイの両方の種類の保安林 (保安林の指定が確実なものを含む。) である地域で実施するもの</p> <p>ア 森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林</p> <p>イ 森林法第 25 条第 1 項第 10 号又は第 11 号に掲げる目的を達成するための保安林</p> <p>(2) 森林の有する多目的な機能を高度に発揮させるための森林整備等を総合的に実施する必要があるもの</p> <p>(3) 地方公共団体において当該事業の用地が確保され</p>

るもの

(4) 1箇所当たりの面積がおおむね3ヘクタール以上であるもの

2 生活環境を保全・形成のための森林の造成改良整備を併せて実施した治山工事の施行地（これと一体的に整備する地域を含む。）であって、次の各号の全ての条件を満たすもの

(1) 上記1の(1)及び(2)の条件を満たし、荒廃地等の復旧整備、森林整備等を必要とするもの

(2) 年度計画の工事規模が1,500万円以上のもの

(自然環境保全治山)

対象箇所は、次のいずれかに該当するものとする。

1 次のいずれかに該当する地域であって、天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流及び天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は荒廃移行地等のうち、主要公共施設又は集落に被害を与えるおそれのある箇所であって、景観、生態系等に配慮した工法等により整備する必要がある、全体計画の工事規模が2億5千万円以上のもの

(1) 自然公園法に規定する自然公園、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域並びにその周辺地域

(2) 自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域又は文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物(場所を特定できるものに限る。)の周辺地域

2 次の全ての条件を満たす地域

(1) 治山機能が高く、自然環境の保全の見地からの効用発揮が期待されるものであって、次のア及びイの両方の種類の保安林(保安林の指定が確実なものを含む。)

ア 森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林

イ 森林法第25条第1項第10号又は第11号に掲げる目的を達成するための保安林

(2) 自然環境の保全のための効果が大きく、かつ、その効果が広域にわたるものであって緊急に整備を必要とするもの

(3) 1箇所当たりの面積がおおむね20ヘクタール以上であるもの

3 自然環境保全機能等の高度発揮を図るための森林の造

		<p>成改良整備を併せて実施した治山工事の施行地（これと一体的に整備する地域を含む。）であって、次の各号の全ての条件を満たすもの</p> <p>(1) 上記1（事業規模の条件を除く。）又は2の(1)及び(2)の条件を満たし、荒廃地等の復旧整備、森林整備等を必要とするもの</p> <p>(2) 年度計画の工事規模が1,500万円以上のもの（環境防災林整備）</p> <p>次の各号の全ての条件を満たすもの</p> <p>1 森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）で実施するもの</p> <p>2 森林の防災機能と環境保全機能の両方の機能を高度に発揮する必要があるもの</p> <p>3 市街地若しくは集落（人家10戸以上）、主要公共施設又は災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合の一連の避難経路等を保護するもの</p>
	<p>(7)保安林管理道整備</p>	<p>治山事業の計画的かつ効率的な実施及び保安林の適正な維持管理に資するために行う保安林管理道の開設・改良</p> <p>1 対象地域は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 緊急防災減災対策総合治山の事業対象区域（事業対象地域の周辺の荒廃地、荒廃危険地等の復旧・整備を計画的かつ効果的に行う必要のある地域を含む。）</p> <p>(2) 荒廃地、荒廃危険地等の復旧・整備を計画的かつ効率的に行う必要のある山地治山総合対策事業の重点実施地域で次の条件の全てを満たすもの</p> <p>ア 事業対象地域の面積がおおむね50ヘクタール以上のもの</p> <p>イ 当該地域の森林面積のおおむね50パーセント以上が森林法第25条第1項第1号から第7号までの保安林に指定されているか、又は指定されることが確実なもの</p> <p>ウ 全体計画の工事規模が5,000万円以上のもの</p> <p>(3) 林況が粗悪で、伐採することにより土砂の崩壊・流出をまねくおそれがある森林又は成林が困難となるおそれのある森林であって、山地災害の防止、水源かん養等の見地から、適正な維持、管理を必要とする施</p>

		<p>業規制保安林の存する地域で次の全ての条件を満たすもの</p> <p>ア 事業対象地域の面積がおおむね 50 ヘクタール以上のもの</p> <p>イ 当該地域の森林面積のおおむね 50 パーセント以上が皆伐施業が許されていない森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までの保安林に指定されているか又は指定されることが確実なもの</p> <p>ウ 全体計画の工事規模が 5,000 万円以上のもの</p> <p>(4) 過密化し、表土が流出する等水土保持機能が著しく低下した保安林であって、表土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがあるものを対象として保安林整備事業を実施する地域で次の条件の全てを満たすもの</p> <p>ア 事業対象地域の面積がおおむね 50 ヘクタール以上のもの</p> <p>イ 当該地域の森林面積のおおむね 50 パーセント以上が森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までの保安林に指定されているか、又は指定されることが確実なもの</p> <p>ウ 全体計画の工事規模が 5,000 万円以上のもの</p> <p>2 全体計画の事業規模が 5,000 万円以上のもの</p>
--	--	---

6 全体計画について

(1) 全体計画書

都道府県知事は、事業開始初年度の前年度の 1 月 31 日までに全体計画を作成し、林野庁長官に提出するものとする。全体計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (ア) 対象区域等の現況
- (イ) 期待される森林の公益的機能
- (ウ) 事業量
- (エ) 全体計画図
- (オ) 施行予定期間
- (カ) 事業評価の概要
- (キ) 反映した地域の関係者の意向の内容

(2) 全体計画の変更

(ア) 全体計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とする。

- ① 総事業費の変更であって、物価又は労賃の変動によるものを除く 30 パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業に

より得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。)

② その他必要があるとき

- (イ) 事業実施主体が全体計画の重要な部分の変更を行ったときは、別記様式3により林野庁長官に提出するものとする。

7 年度計画について

(1) 年度計画書

都道府県知事は、実施方針に基づき、全体計画を踏まえ、毎年度、当該年度に実施する治山事業に関する計画書（以下この別紙において「年度計画書」という。）を前年度の1月31日までに作成し、林野庁長官に提出するものとする。

年度計画書の内容は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 治山事業の実施目標

(イ) 山地災害危険地区等における治山事業の計画等

(ウ) 流域別の事業量

(エ) 事業実施箇所別の事業実施計画

(オ) その他必要な事項

(2) 年度計画書の変更

都道府県知事は、年度途中において事業実施箇所を廃止し、又は事業実施箇所を追加する場合には年度計画書を変更するものとし、あらかじめ当該変更につき林野庁長官に提出するものとする。

8 設計について

(1) 設計書の作成

(ア) 都道府県知事は年度計画書に基づいて交付金の交付申請を行うにあたっては、あらかじめ設計書（設計総括書及び箇所別設計書）を作成するものとする。

(イ) 設計書は、「治山技術基準」（昭和46年3月27日付け46林野治第648号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」（平成12年3月31日付け12林野計138号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）及び「補助治山事業に伴う損失補償の取扱いについて」（昭和43年1月25日付け43林野治第1号林野庁長官通知）に準じて作成するものとする。

(2) 設計書の確認

都道府県知事は、(1)により設計書を作成する場合には、設計総括書にあっては、その全てを、箇所別設計書にあっては、次の各号の1に該当するときは、あらかじめ林野庁長官に確認するものとする。

ア 1箇所の設計額が年度計画書の実施予定額に比較して30パーセント以上増減するとき（増減額が150万円以下の場合又はICT施工の導入に伴う場合を除く。）

イ その他必要があるとき

第3 国の助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、都道府県に助成するものとし、対象となる経費は次のとおりとする。

(1) 工事費

- (ア) 本工事費
- (イ) 付帯工事費
- (ウ) 測量設計費
- (エ) 用地費及び補償費
- (オ) 機械器具費
- (カ) 全体実施設計費

第4 治山事業連絡調整会議における調整

都道府県知事は、実施方針及び全体計画を作成する際には、治山事業連絡調整会議の設置について（平成17年11月4日付け17林整治第836号林野庁長官通知）に基づき森林管理局が開催する治山事業連絡調整会議における調整内容を踏まえて作成するものとする。

第5 維持管理・更新等

- 1 都道府県知事は、「林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成26年8月19日付け26林整計第292号林野庁長官通知）に留意するとともに、自ら管理する治山施設について策定する個別施設計画を踏まえ、治山施設の維持管理・更新等を計画的に実施するなど、治山事業施行地の適正な機能の確保に努めるものとする。
- 2 都道府県知事は、事業実施年度の翌年度の4月30日までに事業区分ごと及び事業実施箇所ごとに事業の内容、施設の点検整備の状況等を記録した台帳を作成し、保管するものとする。

第6 様式

治山事業実施方針の提出、年度計画書の提出及びその変更の確認、設計書及びその変更の確認並びに治山台帳は、別記様式によるものとする。

第7 その他

この事業の実施については、森林法その他の法令に定めるところによる。

第8 経過措置

平成21年度以前に補助要領に基づき全体計画を作成し、平成23年度以降も継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなし、改めて全体計画を作成することを省くことができるものとする。

殿

県（都道府）知事 氏 名

治山事業実施方針の提出について

治山事業実施方針を別紙のとおり提出します。

（別紙）

治山事業実施方針
（〇〇年度～〇〇年度）

県（都道府）

項 目	説 明
基本方針	
他事業との関連	
その他	

記載注意

- 1 基本方針には、流域（森林計画区）概況・特性、整備の基本方針、実施目標等について記入する。
- 2 他事業との関連は、砂防、ダム、河川事業等との関連について記入する。
- 3 その他は、方針作成に当たったの特記事項、実施体制、計画実施上の問題点及びその対策について、記入する。

殿

県（都道府）知事 氏 名

〇〇年度治山事業年度計画書の提出について

〇〇年度治山事業計画書を下記のとおり提出します。

記

- 1 〇〇年度治山事業計画目標
- 2 〇〇年度治山事業計画総括表
- 3 〇〇年度治山事業計画経費区分表
- 4 〇〇年度治山事業流域別計画表
- 5 〇〇年度〇〇事業計画明細表
- 6 〇〇年度〇〇事業箇所別実施計画表
- 7 〇〇年度治山事業計画位置図

1 〇〇年度治山事業計画目標

県（都道府）

項 目	計 画 目 標
計 画 規 模 計 画 目 標 (1) 重点事項 (2) 事業別目標 山地災害危険地 区における治山 事業の計画等 他事業との関連 そ の 他	

記載注意

- 1 災害の発生状況、地域開発の状況、保全対象等からみた計画規模及び計画目標を簡潔に記入する。
- 2 他事業との関連は、砂防、ダム、河川事業等との関連について簡明に記入する。
- 3 その他は、実施体制、計画実施上の問題点について簡明に記入する。

2 ○○年度治山事業計画総括表

(区分)

県 (都道府)

事業区分	前年度当初予算 (A)	○○年度計画 (B)	対前年比 (B/A)	○○年度計画 箇所数	備 考

記載注意

- 1 所管区分ごとに別葉とし、所管区分ごと合計した表も作成する。また、琵琶湖、水源地域に係る数値は〈 〉内書とする。
- 2 事業区分は、当該年度の予算費目に応じて最小の単位（目、目細、目細々、積算内訳までの区分を言う。）まで細分して記入する。
- 3 金額は工事費とし、単位千円で記入する。
- 4 対前年比は、小数点以下2位四捨五入1位止めとする。
- 5 国庫債務負担行為に係る数値は、歳出年度に含め上段（ ）内書とする。

3 ○○年度治山事業計画経費区分表

(区分)

県(都道府)

事業区分	工 事 費					設 計 監督費	合 計	備 考
	本工事費	機械器具費	営繕費	工事雑費	計			
合 計								
工事費に対する比率								

記載注意

- 1 所管区分ごとに別葉とする。
- 2 金額は、単位千円とする。
- 3 工事費に対する比率は%（小数点以下2位四捨五入1位止）で記入する。
- 4 備考には、機械器具費、営繕費の内訳を簡明に記入する。

4 ○○年度治山事業流域別計画表

(区分)

県(都道府)

事業区分	流域名	○○年度～○○年度 実績累計	○○年度計画	備考

記載注意

- 1 その他の事項は「様式2-2 ○○年度治山事業総括表」記載注意に準ずる。
- 2 流域名の欄は、森林計画区名を記入する。

記載注意

- 1 事業区分ごと、所管区分ごとに別様とする（ただし、共生保安林整備事業に係るものについては作成を要しない）。
- 2 流域名の欄は、森林計画区名を記入する。
- 3 番号は、事業区分ごと一連番号とし、「様式 2 - 6 ○○年度○○事業箇所別実施計画表」の番号と一致させる。
- 4 保安林は、保安林種を略号で記入する。（例 指定済・・・**水**、指定予定・・・水、指定済保安施設地区・・・**施**、指定予定保安施設地区・・・施）なお、保安林編入年（指定予定のものは、指定予定年月日）を併記する。
- 5 災害内容は、災害の発生年を記入する。なお、山地災害危険地区（略号・・・**危**）、都市周辺及び集落（略号・・・**都**）に該当する場合は、その旨を併記する。
- 6 特殊立法等の区分は、次の特殊立法等について略号で記入することとし、同一箇所重複するものは併記する。
 - (1) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項に規定する豪雪地帯・・・・豪
同条第 2 項に規定する特別豪雪地帯・・・**豪**
 - (2) 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 96 号）・・・土
 - (3) 琵琶湖総合開発特別措置法（昭和 47 年法律第 64 号）・・・琵琶
 - (4) 水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）・・・源
 - (5) 林業振興地域育成対策事業実施要領（昭和 55 年 4 月 7 日付け林野計第 139 号農林水産事務次官依命通知）・・・林
- 7 新継別は、新規着工の場合は、新、継続着工の場合は、継と略号で記入する。
- 8 金額は、単位千円とする。
- 9 計画内容は、主たる工種、数量を記入する。（例 コンクリート治山ダム 1 基 500 m³、山腹工 0.5ha、）
- 10 * 欄は空欄とする。（以下各様式も同様とする。）
- 11 実施予定額は、打ち合わせ終了後内示に基づいて記入する。
- 12 各事業の最終欄に「その他経費」欄を設け、機械器具費、営繕費、工事雑費を一括計上し、事業別の合計は、「様式 2 - 2 ○○年度治山事業計画総括表」の工事費と一致させる。

記載要領

- 1 各記載欄は、全体計画作成等要領(平成14年6月12日付け14林整治409号。以下「全体計画」という。)第6の様式1及び2について(以下「全体計画様式」という。)の記載内容と一致させる。
- 2 予防治山事業における保全対象欄は、当該年度に該当するものを記載する。また、その他の欄には、山地災害危険地区の危険度(山腹崩壊危険度等及び被災危険度)及び保全対象とする道路の避難経路等への指定状況を記載する。防災重点農業用ため池又は指定予定のため池を保全対象として事業を実施する場合にあっては、その他の欄に当該防災重点ため池又は指定予定のため池が保全対象である旨を記載する。
- 3 金額は、単価は、単位円、本工事費等は単位千円とし、実施済額本工事費等の合計の欄の下段()内に進捗率を記入する。
- 4 測量設計費、付帯工事費、用地費及び補償費を必要とする箇所はその内容、必要額を記入する。
- 5 現場管理費、一般管理費等は、工種欄に「その他」の項を設け、一括して必要額を計上する。
- 6 事業評価の欄は、再評価の実施(予定)年度及びその内容を記入する。
- 7 その他の欄は、採択基準に係る事項等を記入し、必要に応じて関係資料を添付する。
- 8 緊急防災減災対策総合治山事業のうち緊急減災対策タイプについては、その他の欄に激甚災害法に基づき激甚災害として指定された災害名、震度5弱以上の地震を観測した地域等の名称及び年月日、林野火災等の状況(発生年度、焼損面積等)又は火山活動が活発化している地域等の名称及び噴火警戒レベルが2以上の期間について記入する。
- 9 機能強化・老朽化対策事業については、その他の欄に山地災害危険地区の危険度(山腹崩壊危険度等及び被災危険度)及び保全対象とする道路の避難経路等への指定状況を記載する。
防災重点農業用ため池又は指定予定のため池を保全対象として事業を実施する場合にあっては、その他の欄に当該防災重点ため池又は指定予定のため池が保全対象である旨を記載する。
- 10 その他の事項については、全体計画様式1-1の記載要領に準ずる。

6-(1)-イ 森林土木効率化等技術開発事業計画表

県(都道府)

計画番号	流域名		施工予定期間		森林の機能区分												
箇所	実施基準		新継別		事業評価												
実施する工法の内容			<input type="checkbox"/> 建設費縮減を図る工法 <input type="checkbox"/> 緊急施工に対応して工期短縮が可能となる工法 <input type="checkbox"/> 木材の利用の拡大を図る工法 <input type="checkbox"/> その他新技術を利用した工法			保安林種及び指定年月日		荒地等面積									
<input type="checkbox"/> 省力・機械化工法 <input type="checkbox"/> 安全性を確保する工法 <input type="checkbox"/> 自然環境の保全に留意した工法						事業対象区域面積		荒地森林面積									
						森林面積		地すべり地面積									
						保安林面積		土砂量									
						保安林率		既往の災害等									
						主要樹種		災害の種類									
						人天割合		災害発生日月									
								被災状況									
全体計画		実施済		〇〇年度計画		協議額		次年度以降計画		林齢		山地災害危険地区					
工種	数量	本工事費等	数量	本工事費等	数量	単価	本工事費等	数量	単価	本工事費等	数量	単価	本工事費等	疎密度	山腹崩壊		
														保全対象		土砂流出	
														人家		地すべり	
														工場・旅館等		なだれ	
														(換算戸数)		参考事項	
														学校		地質	
														官公署		年平均降水量	
														病院		他事業との関連	
														鉄道			
														道路			
														港湾			
														田			
														畑		備考	
														1・2級河川			
														その他			
														その他			
合計				()													

記載要領

- 1 様式(1)-アの記載要領に準ずる。

6-(1)-ウ 林地荒廃防止事業計画表

県(都道府)

計画番号	流域名		施工予定期間			森林の機能区分											
箇所	実施基準		新継別			事業評価											
全体計画		実施済		〇〇年度計画			協議額			次年度以降計画			保安林種及び指定年月日		荒地等面積		
工種	数量	本工事費等	数量	本工事費等	数量	単価	本工事費等	数量	単価	本工事費等	数量	単価	本工事費等			荒廃森林面積	
														事業対象区域面積		土砂量	
														森林面積		既往の災害等	
														保安林面積		災害の種類	
														保安林率		災害発生年月	
														主要樹種		被災状況	
														人天割合		特殊立法区分	
														林齢		災害名	
														疎密度		市町村への委任有無	
														保全対象		激甚災害指定年月日	
														人家		指定基準	
														工場・旅館等		実施した事業名	
														(換算戸数)		山地災害危険地区	
														学校		山腹崩壊	
														官公署		土砂流出	
														病院		地すべり	
														鉄道		なだれ	
														道路		参考事項	
														港湾		地質	
														田		年平均降水量	
														畑		備考	
														1・2級河川			
													その他				
													その他				
合計				()													

記載要領

- 1 指定基準欄は、「激甚災害指定基準」、「局地指定基準」の別を記載すること。
- 2 「激甚災害指定基準」に該当する場合は、林地荒廃防止事業の実施を計画している市町村で実施された次の事業を記載すること。
「林地荒廃防止施設災害復旧事業」、「災害関連緊急治山事業」、「林地崩壊防止事業」、「森林災害復旧事業」
- 3 「震度5弱以上の地震を観測した地域」に該当する場合は当該地域等の名称及び発生年月日を、「噴火警戒レベルが2以上の地域」に該当する場合は火山活動が活発化している地域等の名称及び噴火警戒レベルが2以上の期間をその他の欄に記載すること。
- 4 防災重点農業用ため池又は指定予定のため池を保全対象として事業を実施する場合にあっては、その他の欄に当該防災重点ため池又は指定予定のため池が保全対象である旨を記載する。
- 5 その他の事項については、様式(1)-アの記載要領に準ずる。

6-(1)-エ 共生保安林整備事業計画表

都道府県名：	計画期間	〇〇年度～〇〇年度
--------	------	-----------

計画 番号	事業箇所	事業 区分	事業計画			事業の必要性等	備考
	郡(市)町 (村)大字字		本工事 費等	計画内容	施行予定 年 度		
		計					
		計					
		計					
		計					
合計							

- 注) 1 事業区分は、生活環境保全林整備、環境防災林整備、自然環境保全治山の別を記入する。
 2 金額は、単位千円とする。
 3 計画内容は、主たる工種、数量を記入する。
 4 事業の必要性等は、実施要件に係る事項、所管の別、特殊立法等の区分を記入する。
 5 当年度に事業実施を予定する箇所はすべて記載する。
 6 計画の変更を行う場合は、変更理由を記載した書面を添付の上、表中の上段に変更前の数値を、
 下段に変更後の数値を記載する。

6-(1)-オ 保安林管理道整備事業計画表

県(都道府)

計画番号	流域名	管理道名	施工予定期間	森林の機能区分							
箇所	実施基準	新継別	事業評価								
事業対象地域の概要				備考							
事業対象区域面積	荒廃地面積	森林面積									
保安林(予定)面積	荒廃森林面積	山地荒廃率									
非皆伐施業保安林(予定)面積	指定予定年月日	保安林率									
保安林種	指定予定年月日	保安林率									
地質	所有形態	都道府県 % 市町村 %									
山地災害危険地区数		財産区 % 共有 %									
		個人 % その他 %									
事業計画											
区分	全体計画		実施済額			〇〇年度計画			協議額		
	数量	工事費	数量	工事費	進捗(%)	数量	工事費	進捗(%)	数量	工事費	進捗(%)
開設											
改良											
その他											
計		B									
事業対象地域の治山事業計画				事業計画概要	事業対象地域の治山事業全体に占める割合(B/(A+B)) %				他事業との関連・その他		
区分	全体計画		〇〇年度計画		全幅員 m 車道幅員 m						
	数量	工事費	数量		工事費	本事業対象地域外を通過する延長 m 全延長の %					
溪間工	()	()			起 点			終 点			
山腹工					種類	延長	幅員	種類	延長	幅員	
保安林整備					起終点に						
作業道					接続する						
その他					道路等						
計		A			の実態						

記載要領

- 1 所有形態欄は、都道府県、市町村、財産区、共有、個人その他に分けて、対象地域の森林面積に占める割合を記入する。
- 2 他事業との関連・その他欄は、本事業対象地域内における他事業(造林、林道事業等)の実施状況及び今後の計画概要、本事業との調整状況等について記入する。
- 3 事業対象地域の治山事業計画欄における全体計画には、本事業対象区域内の治山計画額を記入する。また、実施済額を上段()に内数で記入する。
- 4 起終点到に接続する道路等の実態欄における種類は、国道、都道府県道、市町村道等とする。
- 5 その他の事項については、様式(1)ーアの記載要領に準ずる。

(2) 計画図

計画図は計画平面図、縦横断図、構造図とし、次により作成する。

ただし、緊急防災減災対策総合治山、機能強化・老朽化対策及び森林土木効率化等技術開発にあつては、位置図（縮尺2万5千分の1から20万分の1の地形図）、概況図（縮尺5千分の1から2万5千分の1）、計画平面図（縮尺2千5百分の1から2万5千分の1）、縦断面図、横断面図（20m間隔及びその他必要な点）、構造図とする。
ア 縮尺は適宜とする。

イ 計画平面図には、全体計画の工種配置、既設工事、当該年度の計画、他事業の実施状況、被災保安林の区域等を記入する。また、当該年度計画の主要工作物には、長さ、高さ、天端厚、下流法、体積等を記入する。

ウ 位置図には周辺の保安林の位置、被災保安林の区域、計画区域等を記入する。

エ 保安林管理道整備事業の位置図及び計画平面図には次の事項を記載する。

- (ア) 対象区域……桃色線で周囲を囲む。
- (イ) 保安林区域……淡青色線で周囲を囲む（非皆伐施業保安林は、淡青で塗る。）。
- (ウ) 治山施設の配置……設計書作成要領の工種により、当該年度計画は赤、既設は緑、将来計画は黄で記入し、施工（予定）年度の数字を丸囲いをして記入する。
- (エ) 保安林整備区域等……計画は赤、既設は緑で塗り、将来計画は黄緑で周囲を囲み、施工（予定）年度の数字を丸囲いをして記入する。
- (オ) 地区指定事業の区域……地区指定事業区域を、計画は淡赤線、既設は淡緑線で周囲を囲む。
- (カ) 林道……既設は黒実線、計画黒破線で記入する。
- (キ) 保安林管理道……開設は赤実線、改良は赤破線で記入することとし、そのうち当該年度計画分と将来計画の区分がわかるようにする。

オ 緊急防災減災対策総合治山事業の概況図及び計画平面図には、次の事項を記載する。

- (ア) 対象区域……桃色線で周囲を囲む。
- (イ) 山地災害危険地区等区域……茶色点線で周囲を囲み危険地調査番号を付す。
- (ウ) 事業対象区域……赤色線で囲む。
- (エ) 直接保全対象区域……黄色線で囲む。
- (オ) 保安林区域……淡青色線で囲む。
- (カ) 治山施設の配置……設計書作成要領の工種により計画は赤、既設は緑で記入する。
- (キ) 山地災害予知施設又は火山活動等観測施設の配置……それぞれの設置観測施設等について、頭文字を○で囲んで表示する。
- (ク) 防災拠点林整備区域……淡紫色で塗る。
- (ケ) 森林の造成整備区域……黄緑色で塗る。
- (コ) 土石流等拡散防備林……橙色で塗る。
- (サ) 他所管事業……区域内に他所管事業がある場合には黒色で記入する。
- (シ) その他保安林管理道等の計画がある場合には適宜記入する。

カ 森林土木効率化等技術開発事業の概況図及び計画平面図には、次の事項を記載する。

- (ア) 対象区域……桃色線で周囲を囲む。
- (イ) 山地災害危険地区等区域……茶色点線で周囲を囲み危険地調査番号を付す。
- (ウ) 事業対象区域……赤色線で囲む。
- (エ) 直接保全対象区域……黄色線で囲む。
- (オ) 保安林区域……淡青色線で囲む。
- (カ) 治山施設の配置……設計書作成要領の工種により計画は赤、既設は緑で記入する。
- (キ) 他所管事業……区域内に他所管事業がある場合には黒色で記入する。

キ 生活環境保全林事業の概況図及び計画平面図には、次の事項を記載する。

- (ア) 対象区域……桃色線で周囲を囲む。
- (イ) 事業対象区域……赤色線で囲む。
- (ウ) 直接保全対象区域……黄色線で囲む。

- (エ) 保安林区域……淡青色線で囲む。
- (オ) 他法令関係……自然公園法、自然環境保全法、文化保護法等の区域は、茶色で囲む。
- (カ) 治山施設の配置……設計書作成要領の工種により計画は赤、既設は緑で記入する。
- (キ) 森林の造成整備区域……黄緑色で塗る。
- (ク) 他所管事業……区域内に他所管事業がある場合には黒色で記入する。

(3) 状況写真

状況写真は、計画対象地の全景、荒廃状況、被害状況、保全対象、計画位置、既設工作物との関連状況等が判断できる写真とし、写真には主要工作物状況及び周辺環境状況等が判別できるよう留意する。緊急防災減災対策総合治山事業にあつては航空写真を添付する。

7 ○○年度治山事業計画位置図

(1) 都道府県全体図（20 万分の 1 地形図、北海道は 60 万分の 1 地形図）を用いて作成する。

(2) 計画位置を次の事業別記号及び色別により記入し「様式 2－5 ○○年度○○事業計画明細表」と同一番号を付する。

予防治山	黄	予
緊急防災減災対策総合治山	黄	防災
機能強化・老朽化対策	赤	機
森林土木効率化等技術開発	黄	森開
林地荒廃防止	黄	荒
生活環境保全林整備	紫	生
自然環境保全治山	紫	自
環境防災林整備	紫	環
保安林管理道整備	緑	管

なお、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）適用の計画には㊦を付する。

(3) 流域界は、赤太線（2mm）で区画した森林計画区名を付する。

(4) 国有林は、淡緑色、砂防計画は黒色砂、既指定保安林は淡青色、計画保安林は淡青ハッチとする。

(5) 治山計画箇所は代表的な写真を添付する。

3. 様式1-1～1-4の変更が伴う場合は、変更全体計画と読み替えて各様式を添付する。

様式4

番 号
年 月 日

殿

県（都道府）知事 氏 名

〇〇年度治山事業年度計画書の変更について

〇〇年度治山事業年度計画書を下記のとおり変更したいので確認願います。

記

1. 〇〇年度 治山事業変更計画総括表
2. 〇〇年度 〇〇事業変更計画明細表（廃止の場合は提出を要しない。）
3. 〇〇年度 〇〇事業変更箇所別実施計画表（廃止の場合は提出を要しない。）

記載注意

- (1) 「2. 〇〇年度〇〇事業変更計画明細表」の様式は「様式2-5 〇〇年度〇〇事業計画明細表」を、「3. 〇〇年度〇〇事業変更箇所別実施計画表」の様式は「様式2-6 〇〇年度〇〇事業箇所別実施計画表」を準用する。

1 〇〇年度治山事業変更計画総括表

県（都道府）

事業区分	計画 番号	変更区分	箇 所				変 更 内 容		変更理由	確認 結果
			群(市)	町(村)	大字	字	本工事 費 等	計画 内容		

記載注意

- 1 変更区分は、追加、廃止に区分して記入する。
- 2 追加の場合の計画番号は、当初計画の一連番号とする。
- 3 変更内容は、変更工事費等及び計画内容（例 谷止工 ○基 ○○○m³）を記入する。
- 4 変更理由は、簡明に記入する。

様式 5 - 1

索引番号	
流域名	

治 山 台 帳 箇所別表

施行年度					事業名				工 種 (施設名)			
施 行 地 の 概 要 等	小流域(支流) 及び地区名								位 置	県 市 町 字 番 郡 村		
	施行面積等	溪間安定面積 山腹工事面積 保安林管理道 幅 m, 延長 m	ha ha m	保安林種及び 編入年月日	年 月 日		森林所有者					
	施行効果面積				竣 工 額				保全対象の 概 要	人家 (戸), 公共施設 (除, 道路) (戸, m, m ²), 鉄道 (km), 国・県・市町村道・林道 (km), その他 ()		
	工事期間				登載月日							
備 考		[現場担当者]			[検査員]			[請負者]				
		[その他参考事項]										
事 業 の 内 容 (種類・構造・施工額等)							施 設 の 経 過 (点検整備状況)					
工 種	構 造	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	年月日	点検整備の状況等		点検者	備 考	

記載要領

1. 治山台帳・箇所別表は、年度ごとに、事業の種類別、箇所別に作成する。1箇所の施行に2年度以上を要するものは、各年度ごとに記載し、竣工年度において一括表を付する。
2. 繰り込み順序は、流域ごとに毎年度継続して一連の索引番号を付し、流域ごとに小流域、年度、索引番号に繰り込むものとする。（この場合、小流域区分ごと等に適宜見出し又は番号を設ける。）
3. 小流域とは、一定のまとまりをもって治山事業を計画的・効率的に実施するのが適当な区域をいい、支流域を実態に応じて細分（おおむね500ha程度）したものとする。
4. 改廃、補修等のほか記載事項に異動がある場合は、その都度整理する。（様式5-2及び5-3においても同様とする。）
なお、記載内容に誤りがあるときは、朱線を画して訂正の上、備考欄に訂正年月日を記入する。
5. 工種（施設名）欄は、主たる工種（例えば、谷止工、山腹工等）をもって記入する。
6. 施工地の概要等欄、施行面積等欄は、様式2-6の表中の施行面積等を記入する。
7. 事業の内容欄、工種は、溪間工、保安林管理道は全ての工種を、山腹工は面積及び主たる工作物等について記入する。
なお、現場管理費、一般管理費等間接経費については、工種欄に一括計上する。
8. 施設の経過欄は、点検状況（施設の破壊、崩壊拡大の有無、植栽木の枯損等の状況及び機能発揮の状況等）又は整備・補修・保育等を行った場合の状況をそれぞれ簡明に記入する。
9. 金額は千円単位で記入する。

様式 5 - 2

索引番号	
------	--

治 山 台 帳	図 書 等
---------	-------

[構造図・平面図]	[完成写真]
-----------	--------

記載要領

1. 治山台帳・図書等は、治山台帳・箇所別表の裏面とし、当該箇所ごとに設計図（縮小した構造図及び平面図等）及び完成写真をちょう付する。なお、写真のちょう付が困難な場合は、別紙を用いて添付しても差し支えない。

様式 5 - 3

流域名	
小領域(支流) (地区名)	

治 山 台 帳

総 括 表

索引番号	施行 年度	事業名	工 種 (施設名)	数 量	単 位	竣 工 額	施行効果面積	備 考
						千円	ha	

記載要領

1. 治山台帳・総括表は、小流域ごとに作成し、治山台帳・箇所別表により毎年度当該年度の施行分を記入の上、流域ごとに絞り込むものとする。
 なお、地区を設定して実施する事業に係るもので、本総括表の小流域よりも当該地区の範囲が広汎な場合は、小流域欄（様式 5 - 1 記載要領 3 参照。）欄（右上）に地区名及び枝番号を付記する。例、（小流域）〇〇川、（地区名）水源地域〇〇地区 3 - 1
2. 箇所数（施設の数量）及び竣工額等について、毎年度の計及び累計実績を記入する。
3. 本表の裏面に、施行位置図を添付し、主たる工作物について、位置、施行年度、索引番号等を簡明に記入する。

様式6 補助表

治山施設点検整備表

事業名		索引番号	
施業地		施行年度	
点検整備状況			
点検年月日	点検状況	整備状況	

記載注意

- 1 本表は、治山台帳の補助表として作成する。
- 2 事業名、索引番号、施業地、施行年度は、治山台帳と一致させる。
- 3 点検年月日は、施設の点検整備を行った年月日を記入する。
- 4 点検状況は、施設の破損状況、崩壊の有無、植栽木の枯損状況、機能発揮の状況等について簡明に記入する。
- 5 整備状況は、施設の補修状況、保育状況等について簡明に記入する。